

法人の県民税

県内に事務所や事業所などを設けている法人に課税される税金で「均等割」と「法人税割」からなっています。

納税義務者

- 県内に事務所又は事業所を設けている法人、人格のない社団等（収益事業^(※)を行う場合に限る。）及び公益法人等（収益事業を行う場合に限る。）……………均等割と法人税割
 - 県内に寮、宿泊所、クラブなどのみを設けている法人及び公益法人等……………均等割のみ
 - 県内に事務所又は事業所を設けている公益法人等（収益事業を行わない場合に限る。）……………均等割のみ
 - 県内に法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を設け、法人課税信託の引受けを行う個人……………法人税割のみ
- (※) 「収益事業」とは法人税法施行令第5条に規定する34事業をいいます。

	法人の区分	平成24年4月1日以後開始した事業年度	うち ^(※1) 清流の国ぎふ森林・環境税額
		年額	年額
均等割	・公共法人、公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下である法人	2万2千円	2千円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	5万5千円	5千円
法人税割	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	14万3千円	1万3千円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	59万4千円	5万4千円
	資本金等の額が50億円を超える法人	88万円	8万円

納税額等

	法人の区分	税率 ^(※2)	
		A	B
法人税割	・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円を超える法人	法人税額 ×4.0%	法人税額 ×1.8%
	上記以外の法人	法人税額 ×3.2%	法人税額 ×1.0%

(注) 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度
「B」の税率：令和元年10月1日以後に開始する事業年度

(※1) 岐阜県では「清流の国ぎふ森林・環境税」（県民税均等割の超過課税）を実施しています。平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用され、超過額は標準税率の均等割額の10%相当額となります。詳しい内容については、「清流の国ぎふ森林・環境税」の頁を御参照ください。

(※2) 岐阜県では昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各計算期間分（清算法人にあっては、同期間内に解散した場合）の特例措置として、県民税法人税割の超過課税を実施しています。

申告と納税

申告の種類により、次のように分類されます。

申告の種類		納税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	予定申告	{(前事業年度の税額×6) ÷ 前事業年度の月数} + 均等割額	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	法人税額 × 税率 + 均等割額	
確定申告		(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から 2か月以内(※1) (残余財産確定に伴う申告は残余 財産確定の日から1か月以内(※ 2))
解散法人 の申告 (※3)	清算中の事業年度が 終了した場合の申告	法人税額 × 税率 + 均等割額	事業年度終了の日から 2か月以内
	残余財産の一部を 分配した場合の申告	法人税額 × 税率	分配の日の前日
	残余財産が 確定した場合の申告	(法人税額 × 税率 - 清算中の予納額) + 均等割額	残余財産確定の日から 1か月以内

(注) ・ 均等割のみを課税される公益法人等は、上記の期限にかかわらず、4月30日までに申告と納税を行うことになっています。

・ 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、関係都道府県ごとに、従業者数によって按分した法人税額による税額を申告し、納税することになります。

(※1) 下記に該当する場合は、それぞれに示す期間において申告期限の延長が認められます。管轄税務署より処分があった場合は届出をしてください。

・ 定款等の定め又は特別の事情により2か月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は3か月、通算法人は4か月以内となります。

・ 会計監査人を置き、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超え6か月を超えない月数の範囲内となります。

・ 特別の事情により、各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超える月数の範囲内となります。

(※2) 通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、その事業年度終了の日から2月以内。

(※3) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限りです。平成22年10月1日以後に解散する法人については、清算所得課税が廃止され、通常の法人所得課税となります。

グループ通算制度を適用している法人の申告

法人税においてグループ通算制度を適用している法人であっても、法人の県民税については、従前どおり個々の法人が納税単位とされますので、各法人において申告していただくこととなります。原則として通算法人の法人税割額の課税標準は、「個別帰属法人税額」となります。